

香芝市告示第211号

香芝市児童手当事務処理要綱を次のように定める。

令和7年11月4日

香芝市長 三橋和史

香芝市児童手当事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）に基づく児童手当の支給等に関する、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(記録及び管理すべき情報)

第2条 香芝市（以下「市」という。）において記録及び管理すべき情報は、次のとおりとする。

- (1) 受給者に関する情報
- (2) 関係書類の返戻及び保留に関する情報
- (3) 受給資格調査員証の交付に関する情報
- (4) 父母指定者の管理に関する情報

(父母指定者指定届の処理等)

第3条 市長は、児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号。以下「省令」という。）第1条の3の規定による届出があったときは、届出者に対して父母指定者指定届受領証を交付するものとする。

(一般受給資格者に係る認定請求書の処理)

第4条 市長は、省令第1条の4第1項の請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、認定の可否を決定の上、児童手当（認定・認定請求却下）通知書（第1号様式）により請求者に通知するものとする。

(施設等受給資格者に係る認定請求書の処理)

第5条 市長は、省令第1条の4第3項の請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、認定の可否を決定の上、児童手当（認定・認定請求却下）通知書（施設等受給資格者用）（第2号様式）により請求者に通知するものとする。

(一般受給資格者に係る額改定認定請求書の処理)

第6条 市長は、省令第2条第1項の請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、支給額の改定の可否を決定の上、児童手当（額改定・額改定請求却下）通知書（第3号様式）により請求者に通知するものとする。

(一般受給資格者に係る額改定届の処理)

第7条 市長は、省令第3条第1項の届書の提出を受けたときは、その内容を審査し、届出に係る事実があると認めたときは児童手当（額改定・額改定請求却下）通知書（第3号様式）により当該届出者に通知し、届出に係る事実がないと認めたときは当該届書を届出者に返送するものとする。

(施設等受給資格者に係る額改定認定請求書の処理)

第8条 市長は、省令第2条第3項の請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、支給額の改定の可否を決定の上、児童手当（額改定・額改定請求却下）通知書（施設等受給者用）（第4号様式）により請求者に通知するものとする。

(施設等受給資格者に係る額改定届の処理)

第9条 市長は、省令第3条第2項の届書の提出を受けたときは、その内容を審査し、届出に係る事実があると認めたときは児童手当（額改定・額改定請求却下）通知書（施設等受給者用）（第4号様式）により当該届出者に通知し、届出に係る事実がないと認めたときは当該届書を届出者に返送するものとする。

(職権による額改定の処理)

第10条 市長は、省令第3条第1項又は第2項の届書の提出がない場合においても、公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。以下同じ。）によって支給額を減額すべきと確認したときは、職権によりその額を改定し、児童手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）が、一般受給者のときは児童手当（額改定・額改定請求却下）通知書（第3号様式）により、施設等受給者のときは児童手当（額改定・額改定請求却下）通知書（施設等受給者用）（第4号様式）により受給者に通知するものとする。

(一般受給資格者に係る現況届の処理)

第11条 市長は、省令第4条第1項の届書の提出を受けたとき、又は同条第3項の規定により届書の提出を省略させたときは、当該届書の記載事項又は公簿等により確認した情報等により審査し、支給事由が消滅したと確認したときは、当該届書の記載事項又は公簿等により確認した情報等をもって児童手当の認定を取り消し、児童手当支給事由消滅通知書（第5号様式）により、当該届書の提出をした者又は当該届書の提出を省略させた者に通知するものとする。

(施設等受給者に係る現況届の処理)

第12条 市長は、省令第4条第4項の届書の提出を受けたときは、その内容を審査し、支給事由が消滅したと確認したときは、児童手当の認定を取り消し、児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）（第6号様式）により当該届出者に通知するものとする。

(受給事由消滅届の処理及び職権による消滅)

第13条 市長は、省令第7条第1項又は第2項の届書の提出を受けたときは、当該届出者が、一般受給者のときは児童手当支給事由消滅通知書（第5号様式）により、施設等受給者のときは児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）（第6号様式）により当該届出者に通知するものとする。

2 市長は、省令第7条第1項又は第2項の届書の提出がない場合においても、受給者のうちに公簿等により支給事由が消滅した者があると確認したときは、職権により児童手当の認定を取り消し、当該受給者が、一般受給者のときは児童手当支給事由消滅通知書（第5号様式）により、施設等受給者のときは児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）（第6号様式）により当該届出者に通知するものとする。

3 市長は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第24条の規定による転出届の届出があったとき（その届出に係る書面に同法第29条の2の規定による付記がなされたときに限る。）は、前項の規定の例により処理するものとする。

(未支払請求書の処理)

第14条 市長は、省令第9条第1項又は第2項の請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、未支払の児童手当の支給の可否を決定し、当該請求が、一般受給資格者に係る請求のときは未支払児童手当（支給決定・請求却下）通知書（第7号様式）により、施設等受給資格者に係る請求のときは未支払児童手当（支給決定・請求却下）通知書（施設等受給者用）（第8号様式）により当該請求者に通知するものとする。

（寄附に係る事務処理）

第15条 児童手当の請求者又は受給者（以下「請求者等」という。）からの法第20条第1項の規定による寄附の申出は、支払期月（法第8条第4項に規定する「支払期月」をいう。以下同じ。）ごとの前月20日までに行われるものとし、当該申出の日以後に支払われるべき児童手当を対象として寄附が行われるものとする。

- 2 省令第12条の9の申出書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認められたときは、以後の支払期月ごとに請求者等に支給される児童手当の額（法第21条第1項若しくは第2項又は第22条第1項の規定に基づき徴収等をされる額がある場合は、その額を控除した額）のうち、当該申出書に記載された寄附の金額に相当する額を、市長が請求者等に代わって受領し、寄附を行うものとする。
- 3 市長は、前項に規定する寄附を行ったときは、児童手当に係る寄附受領証明書（第9号様式）を請求者等に送付するものとする。
- 4 請求者等が寄附の内容を変更し、又は寄附を撤回しようとする場合の申出は、寄附が受領される前に行われるものとし、当該申出の日以後に支払われるべき児童手当を対象とする。

（受給資格者の申出による学校給食費等の費用の徴収等に係る事務処理）

第16条 請求者等からの法第21条第1項又は第2項の規定による学校給食費等の費用の支払の申出は、支払期月ごとの前月20日までに行われるものとし、当該申出の日以後に支払われるべき児童手当を対象として、当該費用の徴収等を行うものとする。

- 2 省令第12条の10の申出書（以下「学校給食費等徴収等申出書」という。）が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認められたときは、以後の支払期月ごとに支給される児童手当の額（法第20条第1項の規定に基づく寄附の額又は法第22条第1項の規定に基づく徴収額がある場合は、それらの額を控除した額。以下この項において同じ。）のうち、当該申出書に記載された学校給食費等の費用の金額に相当する額について徴収等を行うものとし、請求者等に対しては、児童手当の額から当該徴収等の額を控除した額を支払うものとする。
- 3 市長は、前項に規定する徴収等を行ったときは、児童手当に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書（第10号様式）を請求者等に送付するものとする。
- 4 請求者等が学校給食費等徴収等申出書の内容を変更し、又は学校給食費等徴収等申出書を撤回しようとする場合の申出は、学校給食費等の徴収等が行われる前に行われるものとし、当該申出の日以後に支払われるべき児童手当を対象とする。

(児童手当からの保育料の特別徴収に係る事務処理)

- 第17条 市長は、法第22条第1項の規定に基づき児童手当から保育料を徴収（以下「特別徴収」という。）するときは、保育料特別徴収通知書（第1号様式）を特別徴収の対象者にあらかじめ送付するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により通知した特別徴収の額に変更を生じたときは、保育料特別徴収通知書（第11号様式）を改めて作成し、特別徴収の対象者にあらかじめ送付するものとする。
- 3 特別徴収の額は、支払期月ごとに支給される児童手当の額（法第20条第1項の規定に基づく寄附の額又は法第21条第1項若しくは第2項の規定に基づき徴収等される額がある場合は、それらの額を控除した額。以下この項において同じ。）から徴収するものとし、特別徴収の対象者に対しては、児童手当の額から当該特別徴収の額を控除した額を支払うものとする。

(支払)

- 第18条 児童手当の支払は、受給者の申請に基づく金融機関の口座へ、市が指定する金融機関を通じ、口座振替の方法により行うものとする。ただし、市長が口座振替の方法により難いと認める受給者については、この限りでない。

- 2 市長は、前項ただし書の規定により口座振替の方法以外の方法により児童手当の支払を行う場合は、受給者が、一般受給者のときは児童手当支払通知書（第14号様式）により、施設等受給者のときは児童手当支払通知書（施設等受給者用）（第15号様式）により受給者に通知するものとする。

(支払の一時差止等)

- 第19条 市長は、法第10条の規定により児童手当の額の全部若しくは一部を支給しないこととした場合又は法第11条の規定により児童手当の支払を一時差し止めることとした場合は、受給者が、一般受給者のときは児童手当支払差止通知書（第16号様式）により、施設等受給者のときは児童手当支払差止通知書（施設等受給者用）（第17号様式）により受給者に通知するものとする。

(処分の取消し)

- 第20条 市長は、児童手当の支給についての認定、額の改定、支払の一時差止めその他の処分に関し、誤りがあったときは、速やかにその処分を取り消すとともに、適切に新たな処分を行うものとし、当該取消しは、文書をもつて請求者等に通知するものとする。

(その他)

- 第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱（以下「新要綱」という。）は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 新要綱の施行の日前に香芝市児童手当等事務処理要綱を廃止する要綱（令和 年 月 日施行）による廃止前の香芝市児童手当等事務処理要綱の規定によりなされた届出、請求その他の手続又は通知その他の行為は、新要綱の相当規定によりなされた届出、請求その他の手続又は通知その他の行為とみ

なす。

第1号様式（第4条関係）

第
年
月
日

様

香芝市長

印

児童手当（認定・認定請求却下）通知書

年　　月　　日付けで請求のありました児童手当については、次の（とおり認定・理由で請求を却下）しましたので、通知します。

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、奈良県知事に対して審査請求することができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は、香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

認定に関する事項		
1 支給対象児童数	(3歳未満) (3歳以上) (第3子以降) 計	人 人 人 人
2 手当月額	(3歳未満) (3歳以上) (第3子以降) 計	円 円 円 円
3 支給開始年月	年　月から	
4 支給対象児童に該当しない児童の氏名及びその理由	()	
認定請求却下に関する事項		
却下した理由	()	
備考		

第2号様式（第5条関係）

第
年
月
日

様

香芝市長

印

児童手当（認定・認定請求却下）通知書（施設等受給資格者用）

年　　月　　日付けて請求のありました児童手当については、次の（とおり認定・理由で請求を却下）しましたので、通知します。

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、奈良県知事に対して審査請求することができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は、香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

認定に關する事項		
1 支給対象児童数	(3歳未満) (3歳以上) 計	人 人 人
2 手当月額	(3歳未満) (3歳以上) 計	円 円 円
3 支給開始年月	年　月から	
4 支給対象児童の氏名及び生年月日		
5 支給対象児童に該当しない児童の氏名、生年月日及びその理由 なお、上記4及び5については、この通知書の別紙を御確認ください。		
認定請求却下に關する事項		
却下した理由 ()		
備考		

別紙

4 支給対象児童の氏名及び生年月日

5 支給対象児童に該当しない児童の氏名、生年月日及びその理由

第3号様式（第6条、第7条、第10条関係）

第 年 月 号

様

香芝市長

印

児童手当（額改定・額改定請求却下）通知書

児童手当の額の改定については、（請求、届出・職権）により、次のとおり（改定・却下）しましたので、通知します。

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、奈良県知事に対して審査請求することができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は、香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

額 改 定 に 関 す る 事 項		
1 改定後の支給対象児童数	(3 歳未満)	人
	(3 歳以上)	人
	(第3子以降)	人
	計	人
2 改定後の手当月額	(3 歳未満)	円
	(3 歳以上)	円
	(第3子以降)	円
	計	円
3 改定年月	年	月から
4 改定（増・減額）の理由	()	
額 改 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項		
却下した理由 ()		
備 考		

第4号様式（第8条、第9条、第10条関係）

第 年 月 号 日

様

香芝市長

印

児童手当（額改定・額改定請求却下）通知書（施設等受給者用）

児童手当の額の改定については、（請求、届出・職権）により、次のとおり（改定・却下）しましたので、通知します。

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、奈良県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は、香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

額 改 定 に 関 す る 事 項		
1 改定後の支給対象児童数	(3 歳未満)	人
	(3 歳以上)	人
	計	人
2 改定後の手当月額	(3 歳未満)	円
	(3 歳以上)	円
	計	円
3 改定年月	年 月から	
4 増額又は減額の原因となる児童の氏名、生年月日及び改定の理由		
5 支給対象児童に該当しない児童の氏名、生年月日及び改定の理由		
なお、上記4及び5については、この通知書の別紙を御確認ください。		
額 改 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項		
却下した理由 ()		
備 考		

別紙

4 増額又は減額の原因となる児童の氏名、生年月日及び改定の理由

5 支給対象児童に該当しない児童の氏名、生年月日及び改定の理由

第5号様式（第11条、第13条関係）

第
年
月
日

様

香芝市長

印

児童手当支給事由消滅通知書

次のとおり、児童手当の支給事由が消滅しましたので、通知します。

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、奈良県知事に対して審査請求することができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は、香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

1 消滅した日 年 月 日

2 消滅の理由

第6号様式（第12条、第13条関係）

第
年
月
号
印

様

香芝市長

印

児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）

次のとおり、児童手当の支給事由が消滅しましたので、通知します。

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、奈良県知事に対して審査請求することができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は、香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

1 消滅した日 年 月 日

2 消滅の理由

第7号様式（第14条関係）

第
年
月
日
号

様

香芝市長

印

未支払児童手当（支給決定・請求却下）通知書

年　　月　　日付けで請求のありました未支払児童手当の支給については、次のとおり（支給することに決定・請求を却下）しましたので、通知します。

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、奈良県知事に対して審査請求することができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は、香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

支 払 の 内 容	支 払 期 間	年 月分から 年 月分まで
	支 払 金 額	円
	支 払 年 月 日	年 月 日
	支 払 方 法	
却 下 の 理 由		

第8号様式（第14条関係）

第
年
月
日
号

様

香芝市長

印

未支払児童手当（支給決定・請求却下）通知書（施設等受給者用）

年　　月　　日　　付けで請求のありました未支払児童手当の支給については、次のとおり（支給することに決定・請求を却下）しましたので、通知します。

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、奈良県知事に対して審査請求することができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は、香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

児童の氏名	住所	支払の内容	却下の理由												
		<table border="1"> <tr> <td>支払期間</td> <td>年　月分から 年　月分まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払金額</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払年月日</td> <td>年　月　日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払方法</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	支払期間	年　月分から 年　月分まで		支払金額	円		支払年月日	年　月　日		支払方法			
支払期間	年　月分から 年　月分まで														
支払金額	円														
支払年月日	年　月　日														
支払方法															
		<table border="1"> <tr> <td>支払期間</td> <td>年　月分から 年　月分まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払金額</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払年月日</td> <td>年　月　日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払方法</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	支払期間	年　月分から 年　月分まで		支払金額	円		支払年月日	年　月　日		支払方法			
支払期間	年　月分から 年　月分まで														
支払金額	円														
支払年月日	年　月　日														
支払方法															
		<table border="1"> <tr> <td>支払期間</td> <td>年　月分から 年　月分まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払金額</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払年月日</td> <td>年　月　日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払方法</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	支払期間	年　月分から 年　月分まで		支払金額	円		支払年月日	年　月　日		支払方法			
支払期間	年　月分から 年　月分まで														
支払金額	円														
支払年月日	年　月　日														
支払方法															
		<table border="1"> <tr> <td>支払期間</td> <td>年　月分から 年　月分まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払金額</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払年月日</td> <td>年　月　日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払方法</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	支払期間	年　月分から 年　月分まで		支払金額	円		支払年月日	年　月　日		支払方法			
支払期間	年　月分から 年　月分まで														
支払金額	円														
支払年月日	年　月　日														
支払方法															

合計

円

第9号様式（第15条関係）

整理番号

年 月 日

住 所

氏 名 様

香芝市長

印

児童手当に係る寄附受領証明書

金 円

法第8条第4項の規定に基づき、 年 月 日に支払われた児童手当のうち、上記の金額を、同法第20条第1項の規定に基づく寄附として受領したことを証明します。

備考

- 1 本受領証明書は、確定申告の際、税金の控除に必要な書類となりますので、大切に保管してください。
- 2 所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に本受領証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。
- 3 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者の方、給与所得者で年末調整を受けた方又は年金を受給されている方で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、本受領証明書の証明年月日の翌年1月1日現在お住まいの市区町村へ本受領証明書を添付して申告してください。

第10号様式（第16条関係）

第
年
月
号
日

様

香芝市長

印

児童手当に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書

法第21条（第1項・第2項）の規定に基づき申出のあった費用については、次のとおり、児童手当から徴収する（支払う）ことといたしますので通知します。

児童の氏名	児童手当から徴収する (支払う)費用	期間	備考

第11号様式（第17条関係）

第
年
月
日

様

香芝市長

印

保育料特別徴収通知書

法第22条の規定に基づき、保育料の特別徴収額を次のとおり決定（変更）したので、通知します。

1 対象児童

児童の氏名

2 徴収内容

児童手当支払期日	特別徴収する保育料の額 円 (月分保育料)	摘要 要
年 4月分	円 (月分保育料)	
年 6月分	円 (月分保育料)	
年 8月分	円 (月分保育料)	
年 10月分	円 (月分保育料)	
年 12月分	円 (月分保育料)	
年 2月分	円 (月分保育料)	

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、奈良県知事に対して審査請求することができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は、香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第12号様式（第18条関係）

第
年
月
号
日

様

香芝市長

印

児童手当支払通知書

児童手当の支払については、次のとおりあなたの預貯金等の口座に振り込みましたので通知します。

なお、法第21条第1項又は第2項の規定に基づき、学校給食費等の費用について、児童手当の額から支払に充てることを申し出ている場合及び第22条第1項の規定に基づき、児童福祉法第56条第2項（同法第51条第4号又は第5号に係るものに限る。）若しくは子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第4項の規定により徴収する保育料又は児童福祉法第56条第6項若しくは第7項の規定により地方税の滞納処分の例により処分される保育料について、児童手当から特別徴収される場合は、当該費用及び当該特別徴収される保育料の額を控除した額が児童手当の支払金額となります。

支 払 の 内 容	支 払 期 間	年 年 月分から 月分まで
	支 払 金 額	円

第13号様式（第18条関係）

第
年
月
日
号

様

香芝市長

印

児童手当支払通知書（施設等受給者用）

児童手当の支払については、次のとおり預貯金等の口座に振り込みましたので、通知します。

児童の氏名	生年月日	支払の内容	
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円
		支払期間	年 月分から 年 月分まで
		支払金額	円

合計 円

第14号様式（第18条関係）

第
年
月
日
号

様

香芝市長

印

児童手当支払通知書

児童手当の支給については、次のとおり支払をしますので、この通知書をもって当所でお受け取りください。本人が来所できず代理人が受け取られるときは、委任状を併せて御持参ください。

なお、法第21条第1項又は第2項の規定に基づき、学校給食費等の費用について、児童手当の額から支払に充てることを申し出ている場合及び第22条第1項の規定に基づき、児童福祉法第56条第2項（同法第51条第4号又は第5号に係るものに限る。）若しくは子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定により徴収する保育料又は児童福祉法第56条第6項若しくは第7項の規定により地方税の滞納処分の例により処分される保育料について、児童手当から特別徴収される場合は、当該費用及び当該特別徴収される保育料の額を控除した額が児童手当の支払金額となります。

1 支払期間 年 月分から 年 月分まで
2 支払金額 円
3 支 払 日 年 月 日 時 分から 時 分まで

第15号様式（第18条関係）

第
年
月
日
号

様

香芝市長

印

児童手当支払通知書（施設等受給者用）

児童手当の支給については、次のとおり支払をしますので、この通知書をもって当所でお受け取りください。受給者以外の方が受け取られるときは、委任状を併せて御持参ください。

1 支払期間 年 月分から 年 月分まで

2 支払金額 円

3 支 払 日 年 月 日 時から 時まで

第16号様式（第19条関係）

第
年
月
日

様

香芝市長

印

児童手当支払差止通知書

次のとおり児童手当の支払を差し止めましたので、通知します。

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、奈良県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は、香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

支 払 差 止 の 内 容	支 払 差 止 事 由	
	支 払 差 止 額	円
	支 払 差 止 期 間	年 月 から 年 月 まで

第17号様式（第19条関係）

第
年
月
日

様

香芝市長

印

児童手当支払差止通知書（施設等受給者用）

次のとおり児童手当の支払を差し止めましたので、通知します。

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、奈良県知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は、香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

支 払 差 止 の 内 容	支 払 差 止 事 由	
	支 払 差 止 額	円
	支 払 差 止 期 間	年 月 から 年 月 まで